

第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況

犬猫の飼養状況等

- ・個体数推計
犬約55万頭、猫約117万頭

動物による危害発生と苦情

- ・こう傷事故(犬) 年間約300件
- ・迷惑を感じた経験 約7割

動物の捕獲・収容・引取り

- ・年間 1,216頭(平成29年度)
- 24年度比較で約66%減

返還・譲渡・致死処分

- ・致死処分数 492頭
(平成29年度)
- 24年度比較で約80%減
- ・殺処分数 犬 0頭、猫 16頭
(平成29年度)

動物取扱業

- ・第一種動物取扱業登録施設 4,715 (平成29年度)

動物由来感染症

- ・狂犬病は世界各地で発生
- ・動物由来感染症は多数

災害対策

- ・災害対策を行っていない飼い主は4割強

第2 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況

動物の適正飼養の啓発と徹底

- ・適正飼養講習会等の実施
- ・啓発資材の提供、動画配信
- ・狂犬病予防注射の働きかけ
- ・遺棄・虐待防止ポスター作成
- ・小学校での動物教室の実施

事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- ・登録施設への監視指導実施
- ・苦情等への迅速な対応、不適正な事業者の行政処分
- ・動物取扱責任者研修の実施

動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- ・動物譲渡促進月間での広報
- ・登録譲渡団体と連携した譲渡
- ・動物情報サイトでの譲渡対象動物、譲渡会の情報提供

災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

- ・狂犬病発生時対応マニュアルの作成、訓練の実施
- ・関係機関と連携した災害時の対応体制の整備
- ・区市町村の災害対策への支援

第3 次期推進計画に盛り込むべき主な事項

<動物の適正飼養の啓発と徹底>

- 動物を飼い始める時からの啓発
- 飼い主が学ぶ機会の提供、飼い主向け情報発信
- 多頭飼育問題への対応手法・体制構築
- 地域における適正飼養推進のための人材育成
- 教育機関と連携した学習支援の幅広い展開

<動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進>

- 飼い主のいない猫対策の定着・普及促進の取組
- 動物愛護相談センターにおける譲渡に適した状態での動物の飼養管理の推進
- 登録譲渡団体や学生サークル等との交流機会設定
- 譲渡後のフォローアップの充実

<事業者等による動物の適正な取扱いの推進>

- 東京の地理的特性等を考慮した監視体制の確保
- 業態の多様化に応じた効果的な指導
- 苦情・トラブルに繋がるケースの分析・情報提供等による自主管理の促進
- 特定動物の監視指導、無許可飼養防止の徹底

<災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応>

- ペットを介在する動物由来感染症に係る注意喚起
- 飼い主が利用する施設を通じた災害対策の啓発
- 避難所設置主体となる区市町村の対策強化
- ボランティアの受入や広域調整の仕組みづくり